



ライブラリーセンター移転完了

デジタル化の
機材が並ぶ事務室機材展示の
ショースペースも兼ねる收藏室

7月の初めから行われていたセンターの引越しがようやく峠を越えました。引越し先は同じRSKメディア・コムの一とつ上の階、四階です。政令都市となる岡山市が、この建物の一部を東区役所として使用する事になった為の引越しでした。どうなるのかと心配した移転作業でしたが、あわただしさの中で今月中旬に終了し、今は移した資料の整理を行っているところです。

新しいセンターの床面積は以前とほとんど変わっていませんが、3つの部屋に分散していたフィルムやテープなどの資料を一つの收藏室に収める事が可能になったうえ、総務部のご協力でご協力で背の高いラックを1レーン追加していただくことができました。その結果ラック間の通路を広く取ったにもかかわらず、有効収蔵量がおよそ1.3倍となっています。素材を受け入れるための容量の余裕は、記録メディアの移行を考え

ると今後20年は大丈夫そうです。また、通路の広さはテープ整理の効率にも反映されそうです。

また下の階に区役所が来ることをメリットと考えて、一般の人が見学に訪れる事を想定し、收藏室の前面はガラス

民放連の著作権研修会より

「映像の使用は監督にも許可を」



テレビ番組の中で出演者を紹介する際、その人に関連した映像を使用する場合があります。映画や他局が制作したドラマを利用する場合はそれです。

著作権意識の高まった最近では、番組のディレクターが無断でこれらを使うことはほとんどなくなりました。ただ、その映画やドラマの著作権を持っている制作会社だけに許可を得る場合が多々あり、トラブルの元になるケースが出ています。

使用する著作物に関して、すべての権利を制作会社が持っていれば問題はないのですが、映画やドラマの場合は、演出家や監督がその制作会社の社員ではないことがほとんどです。

この場合、監督や演出家は、手がけた映画やドラマに対して著作権を持ちませんが、「氏名表示権」と「同一性保持権」を持っています。この二つは著作者人格権という権利です。このうち、「氏名表示権」は、著作物の使用に当たって、自分の氏名を表示するかどうかを決めることができる権利。「同一性保持権」は以前ここでもご紹介したとおり、自分の名誉を傷つけるような改変をさせない権利です。たとえば、2時間以上ある映画のある部分を使う場合も、制作会社だけでなく、監督に許可を得なければなりません。

インサートされた映画のシーンに、小さく監督の名前が入っていることがあるのはこのためです。また、使用したシーンに共演者がいる場合は、その共演者には著作隣接権があります。映像使用の際はご注意ください。

張りとししました。センターにはテレビ開局以来の撮影機材やラジオ公開録音の機材などがあり、ラックの前に棚を設けて、これらの機器を展示すると共に当時の映像を上映する事も考えています。

一方、事務所部分はOAフロアを導入し、編集機器の統合をすることで、作業性を向上させました。

全てが整備されるのはもう少し先ですが、とりあえずは展示のほうは来春の区役所入居までには何とか間に合いそうです。

エリアの映像新たに発見

先日、岡山市内の方が山陽放送に、「古いフィルムが我が家にある。なんとか活用してもらえれば」とお電話を下さいました。現在その方と連絡を取って作業をしています。次回ここでお知らせできればと思っています。